

介護老人保健施設訪問リハビリテーション

(介護予防訪問リハビリテーション)

利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設ゆうゆう村（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）（以下「訪問リハビリテーション等」という。）として居宅での理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを提供すること、また、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション等の利用同意書を当施設に、提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し訪問リハビリテーション等を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額8万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はその限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション等の利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に訪問利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション等実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービス等の利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な訪問リハビリテーション等の実施が困難であると判断された場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により訪問することができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション等サービスの対価として、別紙2及び別紙4の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払うものとします。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を用意しておりますので月毎の合計額を翌月の5日から15日までの間に窓口あるいは毎月15日（土日祝日の場合は翌営業日）に口座振替（中国銀行）において支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション等サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な

実費を徴収のうえ、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、家族の文章による同意を得たのち、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止等)

- 第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の事項を実施します。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員へ周知徹底します。
 - ② 虐待防止のための指針の整備をします。
 - ③ 虐待防止のための定期的な研修を実施します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、訪問リハビリテーション等利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者又は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び市町村又は保険者に対して速やかに連絡します。
- 4 当施設は、事故が発生した場合には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する訪問リハビリテーション等に対しての要望又は苦情等について、当施設に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置するご意見箱「みなさまの声」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第14条 訪問リハビリテーション等の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

<老人保健施設ゆうゆう村のご案内>

(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|------------|---------------------|
| ・施設名 | 老人保健施設ゆうゆう村 |
| ・開設年月日 | 平成元年5月15日 |
| ・所在地 | 岡山県高梁市東町1866-3番地 |
| ・電話番号 | 0866-22-0666 |
| ・ファックス番号 | 0866-22-0665 |
| ・管理者名 | 松井秀樹 |
| ・介護保険指定番号 | 老人保健施設(3350980003号) |
| ・介護保険指定年月日 | 平成12年4月1日 |

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

- 1 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他の必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)、訪問リハビリテーション等といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設の運営方針は、訪問リハビリテーション等計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指し可能な限りその居宅に於いて、自立した日常生活を営むことができるように在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対してサービス提供時間帯で必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での訪問リハビリテーション等サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または身元引受人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

職 種	人 員 (人)	業務内容
・ 管理者	1 人	施設の管理運営
・ 医 師	1 人以上	リハビリ実施指示
・ 理学療法士・作業療法士	1 人以上	利用者の心身のリハビリテーション

2. サービスの内容

- ① 訪問リハビリテーション等計画の立案
- ② 訪問リハビリテーション等の実施

3. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は高梁市となります。但し、備中町・川上町・成羽町・有漢町・高倉町・宇治町・玉川町・中井町・松原町・川面町・巨瀬町・津川町を除きます。

4. 営業日および営業時間

(1) 営業日

祝日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間。

(但し、祝日及び年末年始の12月30日から1月3日を除く)

(2) 営業時間

営業日の午前8時30分から午後5時。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

＊ 協力医療機関

- ・ 名 称 高梁中央病院
- ・ 住 所 高梁市南町53番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 要望及び苦情等の相談

訪問リハビリテーション等サービスに関する相談や苦情はリハビリ室長が対応させていただきますので、下記までご連絡ください。(電話 0866-22-0666)

要望や苦情などは、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた意見箱「みなさまの声」を、ご利用いただくこともできます。

また、当施設以外でも、市町村及び岡山県国民健康保険団体連合会に相談、苦情を申し立てる事ができます。

高梁市健康福祉部高齢者支援課	電話	0866-21-0299
* 保険者（市町村）が高梁市以外の方は各市町村介護保険担当課		
【	電話	】
岡山県国民健康保険団体連合会	電話	086-223-8811

<別紙2>

<訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について> (令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅での理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図ることを目的に提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者の状態を元に訪問リハビリテーション計画が作成されることとなりますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 訪問リハビリテーションの基本料金

市町村が発行する介護保険証の要介護度、利用時間及び介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。以下は負担割合が1割の方の1日当たりの料金です。介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じて得られた額となります。

- ① 訪問リハビリテーション費（1単位20分につき）・・・・・・・・・・308円
- ② 中山間地域等における小規模事業所加算・・・・・・・・・・所定単位数×10%
別に厚生労働大臣が定める地域であり、訪問リハビリの延訪問回数が30回以下であること
- ③ 中山間地域等に住する者へのサービス提供加算・・・・・・・・・・所定単位数×5%
別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業実施地域を越えてサービスを提供した場合
- ④ 短期集中リハビリテーション実施加算（1日につき）・・・・・・・・・・200円
退院・退所日又は要介護認定日より3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合。週おおむね2日以上、1日当たり20分以上の実施
- ⑤ リハビリテーションマネジメント加算（イ）（1月につき）・・・・・・・・180円
当施設医師が目的、留意事項、基準、負荷等の1以上の指示を行う。
リハビリテーション会議を開催、会議の内容を記録すること等
- ⑥ リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（1月につき）・・・・・・・・213円
上記⑤に加え、実施内容等を厚生労働省へ提出、必要な情報を活用すること
- ⑦ リハビリテーションマネジメント加算（1月につき）・・・・・・・・・・270円
医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合
- ⑧ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（1日につき）・・・・・・・・240円
認知症およびリハビリにより生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、退院（所）日又は訪問開始日から3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合。1週間に2日を限度。
- ⑨ 口腔連携強化加算（1月につき）・・・・・・・・・・50円

当事業所の従業者が、口腔の健康状態を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供をした場合

- ⑩ 事業所医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合・・・50円
- ⑪ 退院時共同指導加算（1回につき）・・・・・・・・・・・・・・・・600円
利用者の退院時にあたり、医師等が退院前カンファレンスに参加、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に算定
- ⑫ 移行支援加算（1日につき）・・・・・・・・・・・・・・・・17円
基準に適合している事業所がリハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合等に算定
- ⑬ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1単位20分につき）・・・・・・・・6円
リハビリテーションを提供する理学療法士等のうち、勤続7年以上の者がいる場合に算定

（2）介護予防訪問リハビリテーションの基本料金

要支援認定による要支援の程度及び介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。以下は負担割合が1割の方の1月当たりの料金です。
介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じて得られた額となります。

- ① 介護予防訪問リハビリテーション費（1単位20分につき）・・・・・・・・298円
- ② 中山間地域等における小規模事業所加算・・・・・・・・所定単位数×10%
別に厚生労働大臣が定める地域であり、訪問リハビリの延訪問回数が30回以下であること
- ③ 中山間地域等に住する者へのサービス提供加算・・・・・・・・所定単位数×5%
別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業実施地域を越えてサービスを提供した場合
- ④ 短期集中リハビリテーション実施加算（1日につき）・・・・・・・・200円
退院・退所日又は要介護認定日より3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行なった場合。
退院・退所日又は要介護認定日より1月以内：1週につき概ね2日以上、1日当たり40分以上の実施
退院・退所日又は要介護認定日より1月を超え3月以内：1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上の実施
- ⑤ 口腔連携強化加算（1月につき）・・・・・・・・・・・・・・・・50円
当事業所の従業者が、口腔の健康状態を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供をした場合
- ⑥ 事業所医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合・・・50円
- ⑦ 退院時共同指導加算（1回につき）・・・・・・・・・・・・・・・・600円
利用者の退院時にあたり、医師等が退院前カンファレンスに参加、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に算定
- ⑧ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1単位20分につき）・・・・・・・・6円
リハビリテーションを提供する理学療法士等のうち、勤続7年以上の者がいる場合に算定

<別紙3>

個人情報の利用目的

(平成18年4月1日現在)

老人保健施設ゆうゆう村では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －施設外において行われる、サービス向上のための学会・研究会等での研究発表（この場合は、利用者個人を特定できないよう仮名等を使用することを厳守します。）

<別紙 4>

訪問リハビリ利用料金表（介護報酬の1割の場合）

*介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じて得られた額となります。

項目		自己負担額
訪問リハビリテーション費	1単位20分につき	308円
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数×10%
中山間地域等に住する者へのサービス提供加算		所定単位数×5%
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	200円
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	1月につき	180円
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	1月につき	213円
リハビリテーションマネジメント加算 （医師が利用者又はその家族に説明）	1月につき	270円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	240円
口腔連携強化加算	1月につき	50円
事業所医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	1単位20分につき	50円減算
退院時共同指導加算	1回につき	600円
移行支援加算	1日につき	17円
サービス提供体制強化加算（I）	1単位20分につき	6円

介護予防訪問リハビリ利用料金表（介護報酬の1割の場合）

*介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じて得られた額となります。

項目		自己負担額
訪問リハビリテーション費	1単位20分につき	298円
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数×10%
中山間地域等に住する者へのサービス提供加算		所定単位数×5%
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	200円
口腔連携強化加算	1月につき	50円
事業所医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	1単位20分につき	50円減算
退院時共同指導加算	1回につき	600円
サービス提供体制強化加算（I）	1単位20分につき	6円

介護老人保健施設訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 利用同意書

老人保健施設ゆうゆう村の訪問リハビリテーション（介護予防訪問通所リハビリテーション）を利用するにあたり、介護老人保健施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問通所リハビリテーション）利用約款及び別紙１、別紙２、別紙３及び別紙４を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所
氏 名

<署名代行者>

住 所
氏 名

署名を代行した理由

<利用者の身元引受人>

住 所
氏 名

老人保健施設ゆうゆう村

管理者 松井秀樹 殿

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の発行先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第１０条２項緊急時及び第１１条３項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

説明担当者 職

氏名